

## 輸出規制品目リストの日—EU対比表をアップ!

—10年越しの産業界の要望実現に向けて大きな進展—

—今後は「問題をより本質的に解決するための方策」の検討が焦点に—

CISTEC 安全保障輸出管理委員会 事務局

### 1. これまでの経過

(1) CISTECジャーナルの本年3月号(No.162)にて既報の通り、産業界が長年要請を続けてきた規制番号の国際化に関して、経産省から新たな方針が示され、大きな進展がありました。

—昨年7月(貨物)、昨年3月(役務)に、2年間かけてCISTECの総合部会、貨物部会、事務局が総力を挙げて検討の上作成した日—EUの読替表(以下、今後の呼称に即して「対比表」とします)を、経済産業省に提出したところです。これは、2012年4月に、当時の行政刷新会議の『国民の声』受付提案への対処方針として閣議決定された、「関係業界の意見も広く聴きながら、改正の要否を検討しているところであり、平成24年度中に結論を得る。」との方針に基づき、経済産業省とCISTECを含む3団体との間で具体的検討が進められ、その結果、2012年12月に経済産業省より各団体に対して提示され合意された所謂「2次案」に基づき、CISTECが経産省と協議しながら作成した具体的な貨物、役務の対比表です。経産省の2次案は、これを同省のクレジットで定めた上で、EU番号を商品コードとして活用し、社内管理、輸出申請ができるようにすることにより、EU番号での一元的管理ができるようにすることを想定したものでした(そのために、役務は、技術とプログラムとに分けるための省令改正を行うことを前提に対比表の作成作業を行いました)。

本来、欧米、アジア等の海外諸国は、ほぼすべてEU体系を採用している中、日本においても、デファクトスタンダードとなっているEU体系に準拠した体系を採用し、一元的管理を可能にすることが

望まれたところでした。法制面、作業面その他諸般の事情により、対比表とEU番号の商品コードとしての活用により、現行制度の中で、実質的にEU番号による管理を可能とするという、いわば折衷的な形で、経産省の2次案がセットされたものでした。産業界としても、3団体で協議の末、少しでも前進になるのであればとの判断の下、これを受入れたものです。

(2) 経産省に日—EUの対比表を提出後、諸般の事情により、なかなか同省よりその後の方針が示されませんでした。本年2月初旬に至り、次のような新たな方針がCISTECに対して示されたところです。そして、3月15日のCISTEC安全保障輸出管理委員会の席上でも、安全保障貿易管理課(当時。現政策課)の奥家課長より、同趣旨の方針表明がありました。

「規制番号国際化については、CISTECで多大な作業を行い、対比表を作成いただいたことには感謝している。これまで、部内で様々な観点から慎重に検討を進めてきており、時間がかかっているが、当面の対応としてCISTECで作業いただいた貨物の対比表については、産業界にとっても、アジア等の当局にとっても有益なものとして認識しているので、CISTEC/HPに掲載していただいた上で、経済産業省の安全保障貿易管理のHPから、有用な参考になるものとして言及の上リンクを張ることを考えている。それによって、CISTEC側の作業の成果物が活かされるようにしたい。

その後のステップについては、引き続き検討を進めるが、問題をより本質的に解決するための方策の

可能性を念頭において検討を進めたいと考えている。現時点で、具体的に申し上げることはできないが、進展があった段階でまたお話するようにしたい。」

(3) このような方針が示された背景としては、経済産業省としては、現行案がテクニカルな対応で根本的な解決にならず、課題はあるものの、本質的な解決に向けた検討が必要だとの認識を有するに至ったものと思われる。

具体的背景としては、主として以下の3点だと思われる。

#### ① 産業界にとっての本質的なニーズへの対応

産業界にとっては、本来、対比表のような便宜的な形ではなく、EU体系に準拠した新番号体系の導入が望ましいわけであり、コストと時間がかかる社内システムの整備の面からもそれが期待されていると思われること（二重投資の回避等）。

#### ② 日本の規制リストに関するアジア諸国等の当局、企業からの要望

経産省としても、海外でのアウトリーチセミナーその他の機会において、政府当局や現地企業から、日本の番号体系の異質さ（カテゴリーの違い）に対する問題提起と改善要望があったようであること。CISTECが今年度初めて派遣したアジア・ミッションにおいても、香港の政府当局者から、その輸入許可実務を行う上で、日本の輸出許可を参照することが日常的にあるところ、その規制番号体系が異なると不便であるとの指摘があったところ。

#### ③ 罰則を伴う法適用上の曖昧性の回避

日、EUとも国際レジーム合意を反映して規制リストを定めているとはいえ、細部の規定の仕方や文言についてはどうしても差異があるところ、その対比表を経産省のクレジットで出した場合、いくら参考だとしても、不正輸出等により罰則適用が問題になる場合に、その適用上の曖昧さが生じうる。

(4) 以上のような諸点を総合的に勘案した結果としての新方針の表明だったと思われる。現行案が暫定的なテクニカルな対応案であることは否めず、いずれは体系自体をEU体系準拠のものにしてもら

うというのが産業界の本来のニーズですので、少しでもそれに近くなる方向で検討がなされるのであれば、多少時間がかかっても、産業界にとっても望ましい方向だと思われます。

## 2. 輸出規制品目リストの日—EU対比表をCISTEC/HPにアップ

(1) CISTECでは、上記の経産省の新方針を受け、提出済みの対比表を最新のものにすべく改訂作業を急ぎました。具体的には、政省令、EU規制リストが、いずれも2012年時点のものでしたが、それぞれの改正が行われているため、最新版（政省令は2015年10月、EU規制は2015年12月）を反映したものです。

(2) 経産省のチェックを受け、微修正を行った上で、CISTECのHPの右側にロゴを作り、そこからアクセスできるようにしました（6月30日。別表1）。

対比表のイメージは、別表2のようなものです。

(3) 7月1日に、経産省の新方針に即して、同省の「安全保障貿易管理」のサイトから、「有用かつ参考になるもの」との注釈を付けた上で、上記CISTECのサイトにリンクが張られました。

## 3. 今後の見通しと課題

(1) 上記のCISTEC側での作業完了により、今後は、「問題をより本質的に解決するための方策」がどのように進められていくかが、産業界にとっての大きな関心となっています。

産業界の中には、経産省側では、一度は閣議決定に基づき正式に提示し決定した案を、人事異動で人が変わって大きく方針が変更されるのであれば、今後においても、CISTEC側での貨物のみの対比表アップにより、産業界に負担を転嫁したまうやむやにすることもあってはならないか、との不安を呈する向きも少なからずあります。

そのような不安はもっともですが、しかし、経産省側が新方針を提示した問題意識からすれば、そのようにうやむやになることは考えにくいと思われます。すなわち、

① アジア諸国等の政府当局や現地企業も含めて、主

(別表1) CISTECのHP上の掲載場所



(別表2) 対比表のイメージ

対比表

13項 推進装置 貨物等省令第12条(第一号~第二十号)(平成27(2015)年10月1日施行の貨物等省令・2015年12月25日施行のEU規則に準拠) 2015年版

注1)「対比用文言」: 該非判定結果と対比するEU規則番号を特定するために、貨物等省令を細分化する必要がある場合、これを対比用文言と呼び、参考欄に示した。  
 貨物等省令には無い文言なので、注意すること。  
 注2)「EU規則の差異注意(要)」: EU規則が貨物等省令の規制内容と「厳密に」一致しないと判断される場合、対比先とされるEU規則番号の使用に特別な注意が必要であることを示す。  
 貨物等省令とEU規則のそれぞれの原文により規制内容を精査すること。  
 注3) エクセルの一つのセルに記入できる文字数に制限があるため、必要に応じて「文字数制約により、セル分割」などと記して、行を分けた。  
 注4) 貨物等省令は号番号が変わる毎にセル下地色を変えた。

行	日EU別	貨物等省令				EU規則番号		貨物等省令文言(全文)	差異 対比用文言(注1)	EU規制文言(英文)	EU規制の 差異注意 (要)(注2)
		政令	条	項	号	5桁	細番				
57	日	13(3)	12	六	チ	9A006	h	チ 炭素及び炭素繊維を用いた複合材料により形成された推力室又はイクソジェットノズルを超えるものうち、引張強さが48メガパスカルを超えるもの		9A006 Systems and components, specially designed for liquid rocket propulsion systems, as follows: NB: SEE ALSO 9A106, 9A108 AND 9A120. (中略) h. One-piece carbon-carbon thrust chambers or one-piece carbon-carbon exit cones, with densities exceeding 1.4 g/cm <sup>3</sup> and tensile strengths exceeding 48 MPa.	要
58	EU	13(3)	12	六		9A006					
59	日	13(3)	12	七	イ	9A007		固体ロケット推進装置であつて、次のいずれかに該当するもの イ 全推力が1.1メガニュートンを超えるもの又は燃焼室内の圧力を7メガパスカルにした状態でノズルの出口圧力を海面レベルの大気圧にした時の比推力が2.4キロニュートン秒毎キログラム以上のもの			
60	日	13(3)	12	七	イ	9A007					
61	EU	13(3)	12	七	イ	9A007	a		a)イに該当するもの のうち、全推力が1.1メガニュートンを超えるもの b)イに該当するもの のうち、燃焼室内の圧力を7メガパスカルにした状態でノズルの出口圧力を海面レベルの大気圧にした時の比推力が2.4キロニュートン秒毎キログラム以上のもの	9A007 Solid rocket propulsion systems having any of the following: 1. Total impulse capacity exceeding 1.1 MN.s (後略) NB: SEE ALSO 9A107 AND 9A119. a. Total impulse capacity exceeding 1.1 MN.s (後略) 9A007 Solid rocket propulsion systems having any of the following: NB: SEE ALSO 9A107 AND 9A119. (中略) b. Specific impulse of 2.4 kN.s/kg or more, when the nozzle flow is expanded to ambient sea level conditions for an adjusted chamber pressure of 7 MPa. (後略)	
62	EU	13(3)	12	七	イ	9A007	b				
63	日	13(3)	12	七	ロ	9A007		ロ 大径のガスフラクシオンが68パーセントを超えるものであって、推進薬固相比率が96パーセントを超えるもの			
64	EU	13(3)	12	七	ロ	9A007					
65	日	13(3)	12	七	ハ	9A007	g	ハ 次等に該当するものを内蔵したもの			
66	EU	13(3)	12	七	ハ	9A007	d		9A007 Solid rocket propulsion systems having any of the following: NB: SEE ALSO 9A107 AND 9A119. (中略) g. Stage mass fractions exceeding 88 % and propellant solid loadings exceeding 86 % (後略) 9A007 Solid rocket propulsion systems having any of the following: NB: SEE ALSO 9A107 AND 9A119. (中略) d. Components specified in 9A008. or (後略)		

要な経済プレーヤーである日本のみ規制番号体系が異質であることによる国際取引上のネックが大きな問題として提起されている以上、世界とアジアの経済大国であり、安全保障輸出管理を米国、EUとともに主導し整備を働きかけている当事国としての責任の上からも、これを放置することはできない状況となっていること。つまり、日本の産業界だけの問題ではなくなっていること。

- ②罰則適用の曖昧さが生じうるという観点からは、対比表が経産省のクレジットでないとして、輸出者側の認識において、曖昧さが生じる余地があるという点では変わりはないこと。経産省として、CISTECのクレジットによる対比表を、「有用で参考となるもの」との注釈を付けてリンクを張ることにより、実質的にこれを支持していることになるため、そのような可能性はないわけではないこと。

等の事情が存在するからです。官庁は、一度決定された方針を変えることはなかなかありませんが、今回、その後の情勢変化も踏まえて改めて再検討がなされ、産業界にとっての本質的ニーズにより近づく方向に方針転換がなされたことは、経産省の弾力的対応として評価していいのではないかと思います。

(2) 6月末時点では、経産省としては、「問題をより本質的に解決するための方策」の内容、時期ともコミットできないというスタンスですが、今後、貿易管理部の組織再編後の新体制の下で検討がなされていくものと思われます。

検討を進める上での課題としては、次の点が法制的、実務的課題としてあり得ると考えられます。

#### ①罰則の適用

EU体系に準拠させるとすると、日本の輸出令別表第一のように、カテゴリー分けが国際レジームごとではなくなります。そうすると、一つにカテゴリーの中に、大量破壊兵器関連と通常兵器関連とが混在することになります。

現在の罰則は、大量破壊兵器関連が10年以下の懲役等であり、通常兵器関連が7年以下の懲役等ですので、これを維持するのであれば、これらの適用関係が明確になるように規定する必要があります。

ただ、そもそも論として、大量破壊兵器関連と通

常兵器関連とで罰則に差をつけること自体に再検討が加えられてもいいと思われます。通常兵器といっても、その殺傷性、非人道性、破壊能力等において大量破壊兵器と変わらないものもあります。近年は、クラスター爆弾などのような条約で使用禁止されるような非人道的な殺傷力をも持つ兵器や、レーザー砲、電磁レールガンなどの次世代兵器も登場し、その破壊力には驚異的なものがあります。

現行の外為法の第69条の6第2項の一号、二号をみると、「核兵器等」と「核兵器等の開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物」(核兵器等関連貨物)として、大量破壊兵器関連を想定して、罰則を過重しています。それを受けて具体的にその内容を規定している政令をみると、例えば、輸出貿易管理令第13条では、別表第一の一の項の中の(五)、(六)、(十)から(十二)以外と、二の項から四の項の貨物を規定しています。

ということは、上記で「核兵器等関連貨物」として規定されている貨物の中には、通常兵器や産業用のもの(ダイナマイト等)、狩猟用のもの(猟銃等)なども含まれているということになります。そうすると、大量破壊兵器関連か通常兵器関連か量刑に差を付けたり、一の項の貨物の専用の部分品・附属品か、五の項以下の汎用品かによって量刑に差をつける意味があるのか?という疑問も生じてきますし、そもそも、一の項で規定されている「軍用」(専用品か汎用品か)の判断基準もかなり曖昧です。また、十五の項の「機微品目」と比較して、その無許可輸出のインパクトに差があるかといえば、これも微妙でしょう。

しばしば指摘されるように、外為法のリスト規制対象の該非判定は難しく、注意していても該非判定を間違えることも往々にしてあり得ることです。そのような判定ミスによって非該当と判断してしまって民生用の然るべきユーザーに輸出しても無許可輸出となってしまいますが、そのようなケースと、確信犯が悪意を持って無許可輸出する場合とでは、本来同列に論じられるべきではありません。

結局、量刑で差が付けられるべきは、悪意の有無、実際の最終用途・需要者、法益侵害の程度(世界及び我が国の平和と安全とに与えた影響)等であって、それらを総合勘案して決せられるのが筋だと思われます。

上記の諸点を踏まえれば、上限は大量破壊兵器関連、通常兵器関連ともに上限10年の懲役、1千万円以下の罰金とし、具体的ケースに応じて上記の要素を勘案した上で、司法の場で判断されることが適切と思われる。

それは、輸出規制品目リストに関する本質的解決に際してのネックの解消にもつながるものと思われる。

#### ②包括許可、誓約書の対象

現行では、様々な包括許可について、貨物・技術を仕向地・提供地とによって、複雑なマトリクスで、その適用先、適用内容が決められています。また、大量破壊兵器関連を中心に、誓約書が求められています。

これらの運用を、新しいカテゴリー分けの中で、どう適切に担保していくかは、実務的に課題となると思われる。

#### ③施行時期

産業界とすれば、早期に本質的解決となる新体系の実現を強く期待する一方で、それを企業内で運用していくためには、システムの大幅な変更が必要となってきます。また、CISTECにおいても、該非判定のためのパラメータシートや項目別対比表等の全面改定が必要となってきます。

そのためには、慎重かつ早期に新体系の検討がなされ、具体的な案が決定されることが必要な一方で、それをもとにしたシステム対応その他の移行準備のための期間も十分に確保されることが必要となってきます。

この点については、慎重に官民で協議される必要があります。

## 4. まとめ

振り返れば、2006～2008年度に、CISTEC総合分科会と経団連より、規制番号の国際化の要望がなされたことが最初でした。それが実って、2008年3月の産構審・安全保障貿易管理小委員会・制度改正WGにおいて「規制リストの規定内容や方法に関して時代の変化に合った対応の必要性」が指摘され、これを受けて、2010年10月に、経産省より、「政省令—EU規制リスト対比表」（5桁ベース）がそのHPにて公表され、その後も、ECCN番号との対比

がHPで参考掲載されるなど、官民での取組みの蓄積の上に、現在の成果があります。

隣国の韓国では、2007年12月末に「告示」を改正、翌2008年1月1日から『輸出規制品目分類体系』をEU型に改編・移行し、1年後の2009年1月1日から完全移行することを公表しましたが、その電撃ぶりに、日本の産業界は非常な驚きと同時に悔しいショックを受けたと言われます。産業界での自主管理の水準が日本とは違うから韓国はできたのだという見方をする向きもありますが、それは一種の「負け惜しみ」のようなもので、韓国政府の大胆さ、迅速さには舌を巻くと同時に、彼我の差に焦慮の念を強くしたというのが、日本の産業界の正直なところだったと思われる。韓国はその後も、そのEU準拠の体系によってYes Tradeシステムを構築し、そのシステム自体を海外当局に売り込んでビジネスチャンス化するとともに、当該国での影響力を高めるといふ才覚を発揮しました。

それと比べれば、日本の現状は、経済大国にして輸出管理制度運用整備の旗振り役というにしては、アンバランス過ぎる状態であることは否めません。

我が国産業界としては、経産省における「本質的解決のための方策の検討」が早期に行われ、EUに準拠したカテゴリー・番号体系が実現することを強く期待したいところです。